

## 事業概要シート

施策	0103	子育てを支える環境の充実	≪≫の金額 現年度当初・補正予算、前年度繰越額の合計 ※補正予算要求時は今回の補正予算額を除く ※次年度予算要求時は次年度繰越額を除く		
事業名	児童手当支給事業	拡充	予算額	1,792,745 千円	≪ 1,542,545 ≫千円
事業期間	平成24年度 ~		財源内訳	国庫支出金	1,342,075 千円
根拠法令要綱等	児童手当法 大村市児童手当等事務処理規則			県支出金	225,331 千円
				地方債	千円
				その他	千円
			一般財源	225,339 千円	

**【事業の目的・概要・対象】**

**【事業の目的】**

子育てに要する費用負担の軽減を図ることにより、子育て世代が安心して子育てと教育ができる環境を整備する。

**【事業の概要】**

児童1人につき、下記区分に応じて支給する。ただし、所得制限が設けられ（H24年6月から）ており、限度額以上の場合は特例給付として、児童1人につき月額5,000円を支給する。（支給月…2月、6月、10月）  
 ※令和4年10月支給分から、所得上限限度額以上の者への特例給付は廃止

#支給額の区分#		単位:円			
	区 分	手当額 (児童1人につき月額)			
	0歳~3歳未満(一律)	15,000			
	3歳~小学校6年生(第1子及び第2子)	10,000			
	3歳~小学校6年生(第3子以降)	15,000			
	中学生(一律)	10,000			
	特例給付(所得制限以上かつ所得上限以下)	5,000			
#所得制限#					
	扶養親族数	所得制限限度額	収入の目安	所得上限限度額	収入の目安
	0人	622万円	833.3万円	858万円	1,071万円
	1人	660万円	875.6万円	896万円	1,124万円
	2人	698万円	917.8万円	934万円	1,162万円
	3人	736万円	960万円	972万円	1,200万円
	4人	774万円	1,002万円	1,010万円	1,238万円
	5人	812万円	1,040万円	1,048万円	1,276万円

**【事業の内容】**

原則として、日本国内に住む中学校修了前(15歳到達後の3月31日まで)の児童を養育する者に対し手当を支給する。

**【拡充の内容】**

・所得制限を撤廃し対象を高校生まで拡大する。

**【支給額区分(拡充)】**

- ・3歳未満は1人あたり月額1万5千円
- ・3歳から高校生までは1万円
- ・第3子以降は年齢にかかわらず3万

**【背景】**

令和5年6月に閣議決定された「こども未来戦略方針」において、児童手当が拡充されることとなった。児童手当の拡充により、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置づけを明確化することとなった。拡充内容は所得制限を撤廃し、全員を本則給付とするとともに、支給期間について高校生世代まで延長するという内容。児童手当の多子加算については、こども3人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、こども3人以上の世帯はより経済的支援の必要姓が高いと考えられること等を踏まえ、第3子以降3万円を支給することとなった。

担当課	こども未来部こども家庭課	課長	久保 昭隆
担当者	山口 彩葉	問合せ先	0957-54-9100

## 事業概要シート

### 【活動指標】

指標名			単位	R 4 (実績)	R 5 (計画)	R 6 (計画)	R 7 (計画)	R 8 (計画)
①	児童手当支給対象児童数	計画値	人	11,562	11,715	12,276	14,505	14,505
②		計画値						

### 【成果指標】

指標名			単位	R 4 (実績)	R 5 (計画)	R 6 (計画)	R 7 (計画)	R 8 (計画)
①	児童手当支給児童数	計画値	人	11,562	11,715	12,276	14,505	14,505
②		計画値						

### 【予算・決算】 (千円)

事業費は当初・繰越・補正予算の合計額

年度	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	合計
事業費	1,560,945	1,541,345	1,542,545	1,792,745	2,365,710	2,365,710	11,169,000
国庫支出金	1,088,118	1,075,902	1,075,836	1,342,075	1,927,212	1,927,212	8,436,355
県支出金	236,413	233,413	233,352	225,331	219,248	219,248	1,367,005
地方債							0
その他							0
一般財源	236,414	232,030	233,357	225,339	219,250	219,250	1,365,640
人件費	9,417	8,512	8,700	8,700	8,700	8,700	52,728
職員(人)	1.00人	0.90人	0.90人	0.90人	0.90人	0.90人	5.50人
時間外勤務(h)	425h	336h	430h	430h	430h	430h	2481h
会計年度任用職員(人)	0.70人	0.70人	0.70人	0.70人	0.70人	0.70人	4.20人
フルコスト	1,570,362	1,549,857	1,551,245	1,801,445	2,374,410	2,374,410	11,221,728

妥当性 (市の関与)	児童手当法に基づいて実施する事業であるため、妥当。
有効性 (施策貢献度)	児童を養育している者に児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的としているため有効。
効率性 (コスト)	児童手当法に基づく事業であり、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援のため手当の支給は必要であり、そのための費用の負担は必要である。

1次評価	担当者の記載のとおり
2次評価	1次評価のとおり